

## 鹿児島県行政庁舎18階展望ロビー利用の手引き

### 1 使用許可区画等

区 画	面 積
展望ロビー 東側（桜島側）	150㎡以内
〃 北側（鴨池公園側）	170㎡以内

### 2 許可の基準

- (1) 本県に本店等を有する民間企業や各種団体等の、イベント、展示場、研修会場などとして利用する場合に使用を許可することとします。
- (2) 使用する区画について協議させていただく場合があります。
- (3) 次の各号のいずれかに該当するときは、使用できません。
  - ① 特定の政治活動又は宗教活動の用に供する場合
  - ② 特定の政治的思想又は宗教的教義の普及若しくは啓発の用に供する場合
  - ③ 暴力団又は暴力団と関連ある団体等が使用する場合
  - ④ 県庁舎の施設、設備等を損傷する恐れがある活動に使用する場合
  - ⑤ 公の秩序又は善良の風俗を乱す恐れがあると認められる場合
  - ⑥ その他庁舎管理者が適当でないと認める場合 等

### 3 禁止行為等

- (1) 18階展望ロビーにおいては、次に掲げる行為はできません。

鹿児島県庁舎等管理規則第12条に定める禁止行為(抜粋)

- ① 物品の販売、金品の寄付の募集、署名を求める行為その他これらに類する行為
- ② 拡声器により放送をする等けん騒な状態を作り出す行為
- ③ 旗、のぼり、プラカード、立看板等を持ち込む行為
- ④ ちらし、ポスターその他の文書又は図面の掲示又は配布
- ⑤ テントその他の仮設工作物の設置
- ⑥ 火薬類、発火性又は引火性の物、毒物及び劇物、銃砲及び刀剣類等の危険物の持ち込み又はたき火等火災発生の原因となる行為
- ⑦ 廊下、エレベーター、倉庫、駐車場その他の喫煙設備のない場所における喫煙又は爆発若しくは引火のおそれのある場所における火気の使用
- ⑧ 清潔保持を妨げ、又は美観を損なう行為

- ⑨ 金品の寄付若しくは職員に対する面会の強要又は押売
- ⑩ 座込み、立ちふさがり、練り歩きその他通行を妨げ、又は妨げるおそれのある行為
- ⑪ 示威行為
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、県庁舎等の管理上支障のある行為

(2) 前項の規定にかかわらず、上記①から⑥までに掲げる行為について、特別な事情(※1)があり、かつ、18階展望ロビーの管理上特に支障がないと認めるときは、当該行為を許可することができます(行為許可)。ただし、この場合において、18階展望ロビーの管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することがあります。

なお、上記⑦から⑫に掲げる行為については、いかなる場合も使用を許可することはできません。

(※1) 特別な事情とは、県の施策に資するもの等

#### 4 使用時間

(1) 平日8時30分から17時まで

※ 使用できる時間帯には準備及び後片付けの時間を含みます。

(2) 原則として一日単位の使用となります。

(3) 以下の使用を希望する場合はご相談ください。

- ・ 午前(8時30分から12時)又は午後(13時~17時)のみの使用
- ・ 2日以上の使用
- ・ 休日や時間外の使用

#### 5 申込方法等

(1) 必ず事前に電話で空き状況を確認し、使用目的等をお知らせください。

管財課庁舎管理第二係 電話：099-286-3798

受付：平日8時30分~17時15分

(2) 管財課において、上記2(3)に該当しないことを確認します。

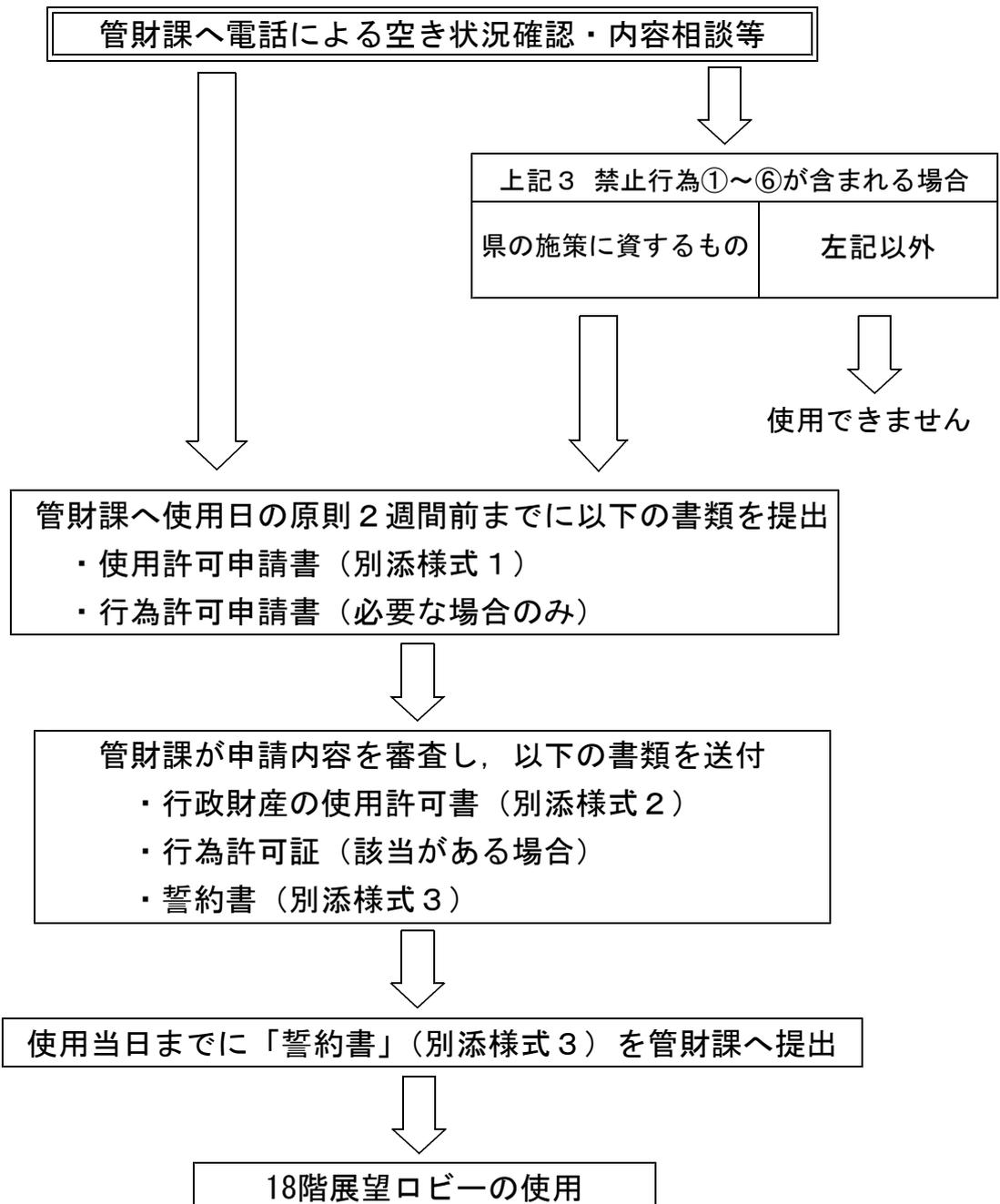
(3) 催し物等を円滑に進行させるため、事前に配置図や企画書等により、担当職員と打合せを行ってください。

(4) 利用予定日の原則2週間前までに、「行政財産(行政庁舎18階展望ロビー)使用許可申請書」(別添様式1)を管財課庁舎管理第二係へ提出してください。

(5) 県主催のイベントなどをご利用できない場合があります。ご了承ください。

(6) キャンセルや変更はお早めにご連絡ください。

## 【使用までの流れ】



## 6 使用料

当面の間は無料とします。

## 7 使用に当たっての留意点

- (1) 使用当日、1階管財課（庁舎管理第二係）へお越しください。
- (2) 会場案内等の貼り紙はご相談ください。

- (3) 終了時間を厳守してください。
- (4) 机，イス等は使用前の状態に回復し，清掃及び忘れ物の確認を行ってください。
- (5) ゴミ箱は設置していません。ゴミは必ず持ち帰り，床及び机上进行を清掃してください。

## 8 賠償責任等

- (1) 県の施設を破損，亡失した時は直ちに管財課へ報告し，原形復旧又は賠償することとします。
- (2) 催し物の展示物，備品等に係る盗難，破損等については，県は責任を負いません。

## 9 その他

この手引きによりがたい場合は，関係法令等の定めるところによって処理することとします。